

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から同年12月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から同年12月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで

私は昭和40年3月の結婚以来、夫婦一緒に国民年金保険料を納付しており、申立期間①当時はA区役所で、申立期間②当時はB金庫C支店で支払った。申立期間①は夫婦二人とも未納で申立期間②については夫が納付済みになっているのに私だけが未納になっている。

1か月の未納もないように納めてきたはずなのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から平成5年1月に厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、申立期間前後は納付済みであり、3か月と短期間である申立期間を納付できない特段の事情は見当たらず、D市の国民年金被保険者名簿でも申立期間①は納付済期間となっている。

さらに、申立期間②について、申立人は夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとしているところ、納付日が分かる昭和41年4月から44年3月までの期間、その夫と同日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に納付していると推認できる上、特殊台帳には49年1月から同年3月までの保険料不足分が納付されたことが記載されていることから、申立人の夫が納付済みである申立期間②の保険料が納付されていたと考えるのが

自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から同年12月まで

昭和40年3月に結婚して以来、私達夫婦は一緒に国民年金保険料を納付しており、申立期間当時はA区役所で支払った。

1か月の未納も無いように納めてきたはずなのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から平成5年1月に厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後は納付済みであり、住所や仕事に変更も無く、3か月と短期間である申立期間を納付できない特段の事情は見当たらない上、B市の国民年金被保険者名簿では申立期間は納付済期間となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年9月から39年2月まで

昭和49年*月に妻が20歳になったときにA区からの通知を受けて妻の年金加入のため二人で自転車に乗って区役所へ手続に行った。その時に私の国民年金保険料が未納となっていることが分かったので、未納分の納付書を作ってもらい、数日後B金庫本店の妻の預金口座から現金を引き出し、C郵便局で妻が支払ったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が20歳になった昭和49年*月にA区役所で妻の国民年金の加入手続をしたときに、自身の保険料の未納分の納付書の交付を受け、数日後にその妻が郵便局で納付したとしているところ、その妻の国民年金手帳記号番号は第2回特例納付の実施時期である49年8月に払い出されている上、その妻の国民年金の加入手続を行った際、区職員に申立人自身に未納がないかを調べてもらい、区職員が未納分の保険料額を計算し納付書を交付してくれたこと、その妻の口座から現金を引き出して郵便局で妻が納付したことなど当時の状況を具体的に申述していることから、申立内容には信ぴょう性が認められる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする額は、特例納付に必要な保険料額とおおむね一致している上、申立人は国民年金加入期間において申立期間を除き未納期間は無く、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から44年3月まで
② 昭和44年7月から45年9月まで
③ 昭和57年1月から同年3月まで

私は、美容師として姉夫婦が経営する美容院に勤めてから、義兄が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も給料から差し引いて納付してくれた。結婚後は私が納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の義兄が国民年金の加入手続をしてきて、国民年金保険料についても給料から差し引いて納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和40年4月に払い出されていること、A区役所では、45年10月までは訪問徴収していたとしていること、申立人の保険料を納付したとする義兄夫婦の保険料が42年3月までの期間は納付済みであることから、申立人の申立期間のうち、40年4月から42年3月までの保険料についても納付していたものと、推認できる。

2 申立期間③について、申立人の国民年金保険料について、昭和45年10月から平成16年5月までの34年間の国民年金の加入期間のうち短期間の3か月間が未納となっているのは不自然である。

3 申立期間②について、申立人は、申立人の夫がA区役所B出張所にお

いて、印紙の記憶はないが納付書はもらった記憶があるとしているものの、窓口では現金により納付したと主張しているが、A区では、昭和45年10月から納付書方式による保険料の納付になり、区役所の出張所では保険料の収納は行っていないとしている上、その夫の保険料は、申立期間の一部が未納となっている。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 12 月まで

私は、国民年金の加入は国民の義務とっており、昭和 53 年 3 月ころ、A 市役所で加入手続を行って以来、保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の国民年金保険料について、昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月までの期間及び申立期間後の 57 年 1 月から 57 年 6 月までの期間の保険料を過年度納付したことが社会保険庁の特殊台帳及び A 市の被保険者名簿により確認でき、57 年 7 月から 60 年 3 月までの期間の保険料については A 市の被保険者名簿により過年度納付したことが推認できることから、過年度納付でも保険料を納付するという意識が高かったものと認められ、申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、A 市の被保険者名簿の収納記録欄によると、昭和 56 年度の申立期間の国民年金保険料は、判読できない文字が記載されているところ、A 市では、判読できないとしているが、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの保険料は 58 年 7 月に、56 年 7 月から同年 9 月までの保険料は 58 年 10 月に、56 年 10 月から同年 12 月までの保険料は、59 年 1 月に過年度納付したように読み取れる。

さらに、申立人の国民年金保険料について、資格取得日となった昭和 53 年 3 月以降は、申立期間を除き未納期間は無く、申立期間も 9 か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から43年3月まで

国民年金加入時は、自分は短大生だったが母が最初からの保険料を納付してくれていた。自分が卒業後1年間会社に勤めていた期間も国民年金保険料を納付しており、最近返金された。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が加入時からの国民年金保険料を支払っていたとしているところ、申立期間直後の昭和43年度分の保険料が昭和44年11月1日に過年度納付されていることが、町の被保険者名簿から確認でき、この時点では申立期間も過年度納付が可能であり、申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間以降の国民年金加入期間の未納は無く、納付意識の高さがうかがわれ、かつ、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月から59年3月まで

病気のため、高校を退学した後、病状が落ち着いて、運送業の仕事に就くことができたことから、心配をかけた母親を安心させようとA市役所で国民年金の加入手続を行い、20歳の資格取得日までさかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職後、同居していたその母親の強い希望により国民年金に加入し、当該加入時から申立期間当初の昭和58年8月の資格取得日までさかのぼって国民年金保険料を納付したとしているところ、その母親は、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付したことを記憶している上、申立人の国民年金手帳記号番号から推測される加入時期は59年5月末から同年6月初めころであり、申立期間の保険料は、過年度納付によりさかのぼって納付することが可能であることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月

昭和 46 年に結婚退職し、47 年 11 月に当時実家に出入りしていた税理士の勧めで国民年金に任意加入した。加入手続は私が A 市役所（現在は、B 市役所）で行い、国民年金保険料の納付は未納のないように気をつけていた。申立期間の保険料の納付を裏付ける確定申告書の控えや通知書が見つかったにもかかわらず、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金に任意加入しており、かつ、申立期間以外に未納は無く、納付意識は高いと認められる。

また、申立期間については、申立人が所持している税務署の収受印のある昭和 57 年分の所得税確定申告書の控えには、社会保険料控除欄に国民年金 6 万 2,640 円と記載があり、申立期間を含む 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料額と一致している。

さらに、申立期間は 1 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間、同年7月から44年3月までの期間及び同年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から43年3月まで
② 昭和43年7月から44年3月まで
③ 昭和44年10月から45年3月まで

申立期間については、市役所窓口で現金（100円から200円くらい）と引換に国民年金印紙を受け取り、手帳に貼っていた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間並びに申立期間②及び③について、申立人は、市役所窓口で国民年金印紙を受け取り、手帳に貼っていたと主張しているところ、申立期間当時の国民年金保険料の収納は印紙検認方式であり、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間は保険料を納付していること、転居及び資格変更に伴う手続も滞りなく行っていることから、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間①のうち、昭和42年4月から43年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が42年9月に払い出されていることから、現年度保険料となる当該期間が未納となっていることは不自然である。

加えて、申立期間②及び③は、それぞれ9か月及び6か月と短期間である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和 36 年 6 月から 42 年 3 月までについては、国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、大部分は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、同年 7 月から 44 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 49 年 6 月に国民年金の任意加入手続をして、それから 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで国民年金保険料を納付してきた。納付方法については、加入当初は A 市役所の窓口で、しばらくしてからは B 銀行 C 支店で納付するようになったことを覚えている。申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 6 月に国民年金に任意加入してから、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間当時、申立人の夫は会社員をしており、申立期間前後の標準報酬月額をみても、国民年金保険料を納付する資力は十分にあったものと考えられ、申立人が申立期間の保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの期間、57 年 1 月から同年 4 月までの期間、59 年 10 月から 60 年 9 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 4 月まで
③ 昭和 59 年 10 月から 60 年 9 月まで
④ 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 46 年に国民年金の加入手続をしてから、私が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付してきた。申立期間についても、私が A 区役所の窓口等で、納付書に基づいて保険料を納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年に国民年金に加入し、申立期間については、A 区役所等の窓口で納付書に基づいて夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人とその元夫の国民年金手帳記号番号は 46 年 8 月 21 日に連番で払い出されている上、保険料や他に支払いが必要な公共料金等を支払先別に封筒に仕分けして管理していたこと、区役所から送付された納付書を持って 3 か月ごとに区役所窓口や銀行、信用金庫で納付していたことなど、保険料の納付状況を具体的に記憶しており、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立期間当時、申立人の元夫は不動産会社を経営しており、国民年金保険料を納付する資力を十分に有していたと思われるとともに、一緒に納付していたとする元夫は、申立期間①、③及び④については納付済みとなっている。

さらに、申立人の元夫が厚生年金保険の被保険者期間となっている申立期間②についても、4か月と短期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付できない特別の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から7年3月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を2年10月から3年6月までは41万円、同年7月から4年6月までは47万円及び同年7月から7年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年10月1日から7年4月24日まで
株式会社Aに勤めていた平成2年3月から7年4月までのうち、2年10月から7年3月までの厚生年金保険の標準報酬月額が9万2,000円となっていた。私の受給していた給与より極端に少ないので疑問に思っている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年10月から7年3月までの期間について、社会保険庁の記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、2年10月から3年6月までは41万円、同年7月から4年6月までは47万円及び同年7月から7年3月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年4月24日以降の同月25日に申立人を含む二人の標準報酬月額が遡及して訂正されており、申立人の2年10月から7年3月までの標準報酬月額が9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間のうち、平成2年10月から5年10月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から2年10月から3年6月までは41万円、同年7月から4年6月までは47万円、同年7月から5年10月までは53万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年11月から7年3月までの標準報酬額については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年4月24日以降の同月25日に申立人の2年10月から5年10月までの標準報酬月額を9万2,000円に訂正したのに合わせ、5年10月及び6年10月の標準報酬月額の定時決定の処理を行っていることが確認できるが、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に4年10月に届け出た標準報酬月額の記録から53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成6年3月から同年9月までは53万円、同年10月及び同年11月は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年3月1日から同年12月1日まで

株式会社Aに勤めていた平成6年3月から同年11月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、7年7月7日に遡^{そきゆう}及して9万8,000円に訂正されている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の株式会社Aにおける申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から同年9月までは53万円、同年10月から同年11月までは50万円と記録されていたところ、申立人が被保険者資格を喪失した6年12月1日以降の7年7月7日に、6年3月から同年11月までの標準報酬月額が6年3月に遡^{そきゆう}及して9万8,000円に訂正されており、また、同僚4人の標準報酬月額についても同様に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該遡^{そきゆう}及訂正について、事業主からの供述を得られない上、遡^{そきゆう}及訂正された同僚も不明としていることから、当該事実を確認できない。

また、申立人は申立期間において、社会保険事務所から社会保険料の納付督促があったと供述しているほか、社会保険事務所が保管するBにより、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所で無くなった平成9年6月時点までに約3,900万円の社会保険料の滞納額が発生していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年7月7日付けで行われた標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正処理は事実^{そきゆう}に即したものと考^{そきゆう}え難く、申立人の標準報酬月額を6年3月1日にさかのぼって減額処理を行う合理的な理由は見当

たらず、当該訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成6年3月から同年9月までは53万円、同年10月及び同年11月は50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年12月9日から7年12月31日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成6年12月から7年11月までの標準報酬月額が相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人が株式会社Aに勤務した平成6年12月から7年11月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年12月31日以降の8年5月8日に、申立人を含む14人の標準報酬月額の記録が引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、申立期間について41万円から16万円へと訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、株式会社Aの事業主は、平成8年5月8日に遡及して適用事業所に該当しなくなる手続を自らが行ったと供述していることから、申立人は、これに関与していないものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年12月から7年11月までは41万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年3月から6年2月までを53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年3月10日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける平成4年3月1日から6年3月10日までの標準報酬月額は8万円に下げられているが、誤りであると思うので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年3月から6年2月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aが適用事業所に該当しなくなった平成6年3月28日以降の同年4月5日に、申立人を含む23人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、4年3月から6年2月までは8万円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は申立期間当時の平成5年7月31日に同社の取締役を辞任しており、翌日には雇用保険の資格取得が確認できることから社会保険関係事務に関する権限までは有していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成4年3月から6年2月までを53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年6月1日から同年10月31日まで
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aにおける平成4年6月1日から同年10月31日までの期間に係る標準報酬月額が、同年12月25日に実際の給料より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年10月31日より後の同年12月25日付けで、同年6月から同年9月までの標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時、事業主の妻であったものの、当該事業所の商業登記簿によると役員として登記されておらず、さらに、事務職であった同僚二人は、「申立人は事業所において雑用係であった。」と供述していることから、申立人は社会保険関係事務に関与できる立場にはなかったものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成2年8月及び同年9月は50万円に、同年10月から4年5月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年6月6日まで
A株式会社における申立期間に係る標準報酬月額が8万円に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時勤務していたA株式会社は、平成4年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は同年6月6日に被保険者資格を喪失しているが、申立人に係る標準報酬月額は、適用事業所ではなくなった日以降である同年8月26日に、2年8月及び同年9月が当初記録されていた50万円から8万円に、同年10月から4年5月までが同じく53万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

なお、申立人と同様に遡^{そきゅう}及訂正されている同僚から提出された遡^{そきゅう}及訂正期間の一部期間の給与明細書によると、訂正前の標準報酬月額に見合う保険料の控除が確認できる。

また、申立人は、工場長としてメッキの液体の管理、工程の管理、材料の手配等を主業務とし、社会保険手続等の業務には関与していないと主張している上、商業登記簿によると申立人は取締役には就いておらず、同僚からも、申立人の主張と同様な供述があった。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理

由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成2年8月及び同年9月は50万円に、同年10月から4年5月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から同年8月31日まで
株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が38万円から9万8,000円に引き下げられている。申立期間の標準報酬月額を38万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、従業員として勤めていた株式会社Aは、平成7年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降の7年9月13日に、7年2月から同年7月までの期間について38万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、事業主は、申立期間において社会保険料の滞納があり、平成7年9月ごろは資金繰りに苦勞していたとしている。

さらに、申立人は、社会保険関係業務には従事しておらず、遡^{そきゅう}及訂正について事業主から聞いていないとしている上、事業主も、社会保険の手続は別の従業員が行っていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から38万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年7月から同年11月までは30万円、同年12月は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から9年1月27日まで
社会保険事務所によって申立期間のA病院での標準報酬月額を15万円に減額されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、勤めていたA病院での被保険者資格を平成9年1月27日に喪失しており、資格喪失後の同年4月2日に、申立人に係る8年7月1日の資格取得時決定及び同年12月1日の随時改定された標準報酬月額を取り消した上で、8年7月から同年12月までの標準報酬月額（8年7月から同年11月までは30万円、同年12月は47万円と当初記録されていたもの）が15万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、^{そきゅう}遡及訂正について事業主から聞いていないとしている上、雇用保険の記録等から申立人がA病院を退職した後の平成9年4月2日に、^{そきゅう}遡及訂正が行われていると推認できることから申立人が同手続に関与したとは考え難い。

なお、申立人のA病院に係る雇用保険の記録では、申立人が平成9年1月27日に離職したことが確認できる上、同僚も少なくとも同年2月15日前には退職していたとしていることから、^{そきゅう}遡及処理は申立人が退職後に行われたことが推認できる。

さらに、申立人が^{そきゅう}遡及訂正された平成9年4月2日には、申立人を含め

て同僚 52 人についても標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正が行われている。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理^{そきゅう}を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成 8 年 7 月から同年 11 月までは 30 万円、同年 12 月は 47 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を昭和61年1月1日に訂正し、60年12月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年12月31日から61年1月1日まで
Aを退職したのは、昭和60年12月31日であったのに、同年12月が厚生年金保険の加入期間となっていない。同医院に係る被保険者資格喪失日の記録を61年1月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者資格記録により、申立人がAを離職したのは昭和60年12月31日であったことが確認できるとともに、同医院における厚生年金保険料は当月控除であり、事業主は、同年12月分の厚生年金保険料を申立人の給与から控除したことを認めていることから、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、昭和60年12月の標準報酬月額については、申立人のAにおける同年11月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては確認できる資料が無い不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを60年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又

は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年4月26日）及び資格取得日（昭和27年5月26日）を取消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月26日から同年5月26日まで

A株式会社B工場には、昭和26年10月5日から27年12月10日まで勤務したが、同年4月26日から同年5月26日までの期間の厚生年金保険の記録が抜けている。このころ同工場の事務員数が十分な数となったので、社会保険に係る事務が同社C営業所から同工場に移管されてきたのでそれが原因で発生したのではないかと考えている。

入社してから平成5年3月に定年退職をするまで、同社での転勤はあったものの継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の従業員台帳、申立人提出の定年退職時に授与された同社からの感謝状及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、昭和26年10月5日の入社から平成5年3月の定年退職まで継続して勤務し、そのうちの昭和26年10月5日から27年12月10日までは同社B工場に勤務しており、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録から判断すると、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、保険料を納付したとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案1553

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月21日から40年10月31日まで

昭和40年10月に出産のため退職したが、その10か月後である41年8月30日に脱退手当金が支給されていることについて、社会保険事務所で会社を辞めるときに受け取ったのではないかとの説明を受けたが、受け取ったことも銀行に振り込まれていた記憶も無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、退職後の約10か月後に支給決定されているところ、申立人は在職中である昭和40年4月*日に婚姻しているにも関わらず、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされていないことから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられる。

しかしながら、申立人が保持する申立人の第1子に係る母子手帳は昭和40年9月29日に交付され、母の氏名は「A」と記載されていることを考慮すれば、申立人は退職前から改姓後の姓についての認識があったものと認められることから、当該脱退手当金が申立人の意思に基づいて請求されたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（現在は、株式会社B）のC支店における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年5月1日まで
昭和36年4月1日にAに入社した。当時、新入社員は入社してから1か月間は実家近くの支店に勤務し、その後、配属支店に着任することになっていたので、自分も1か月間C支店に勤務した後、D支店に配属された。社会保険事務所で確認したところ、C支店に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無かったが、当該期間も正社員として勤務し、給与から保険料も控除されていたので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Aが発行した勤務証明書、職員カード、株式会社Bの回答及び同僚が提出した昭和36年度大学卒事務講習会受講者名簿により、申立人が申立期間においてAのC支店に勤務していたことが認められる。

また、昭和36年度大学卒事務講習会受講者名簿に記載されている申立人と同時期にAに入社した同僚67人のうち65人は、社会保険庁の記録によれば、昭和36年4月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、同名簿によれば、同日に資格を取得していない二人は、申立人及び申立人と同時期に同社C支店に在籍していた同僚であること、同時期に同支店に在籍していたもう一人の同僚が同年4月1日付で資格を取得している事業所は、この同僚が同年5月1日付で配属

された同社E支店であることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に入社した複数の同僚は、大学卒事務講習を受講した新入社員の雇用形態や勤務形態は全員が同じであり、入社月の分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が、給与計算や社会保険料の控除について、昭和 36 年 4 月 1 日に資格を取得している同僚と異なる取り扱いをされていたとは考え難く、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同僚の昭和 36 年 4 月における社会保険庁の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届や喪失届が提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA株式会社B部C工場における資格取得日は、昭和44年12月1日、資格喪失日は53年6月9日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和44年12月から45年9月までは6万8,000円、同年10月から46年9月までは7万6,000円、同年10月から47年7月までは8万円、同年8月から48年8月までは9万8,000円、同年9月から49年7月までは12万6,000円、同年8月から50年9月までは14万2,000円、同年10月から51年7月までは15万円、及び同年8月から53年5月までは20万円とすることが妥当である。

- 2 申立人の有限会社Dにおける資格取得日は、昭和53年11月1日、資格喪失日は54年8月26日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月1日から53年6月9日まで
(A株式会社B部C工場)
② 昭和53年11月1日から54年8月26日まで
(有限会社D)

私は、昭和31年10月2日から53年6月9日までA株式会社に継続勤務していたのに、ねんきん特別便で確認したところ、44年12月1日にC工場に転勤してからの記録がなかった。また、53年11月1日から有限会社Dに勤務していたのに、その記録がなかった。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のいずれも、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の厚生年金保険被保険者原票が確認でき、事業所の名称や所在地も申立人の記憶と一致しており、雇用保険の記録についても申立てどおりの事業所の加入記録が確認できる。

また、申立期間①については、申立人から提出のあった昭和52年7月の給与明細書により、事業主から支払われた給与から控除された厚生年金保険料額は、当該厚生年金保険被保険者原票に記録された標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

これらの事実から、当該厚生年金保険被保険者原票は申立人の厚生年金保険の記録であると認められる。

なお、標準報酬月額については、今回、統合する申立人の両事業所における厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立期間①については、昭和44年12月から45年9月までは6万8,000円、同年10月から46年9月までは7万6,000円、同年10月から47年7月までは8万円、同年8月から48年8月までは9万8,000円、同年9月から49年7月までは12万6,000円、同年8月から50年9月までは14万2,000円、同年10月から51年7月までは15万円、同年8月から53年5月までは20万円、申立期間②は、53年11月から54年7月までは15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和63年12月から平成2年10月までの申立人の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月1日から平成2年11月1日まで
社会保険事務所からの連絡により、A株式会社に勤務した期間のうち、昭和63年12月から平成2年10月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A株式会社は平成2年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日以降の同年11月8日付けで、昭和63年12月から平成2年10月までの23か月間を30万円から13万4,000円に^{そきゅう}遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録及び商業登記簿謄本により、申立人は申立期間においてA株式会社の代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、申立人は現地活動が主であり、普段から社会保険等の事務をはじめとした会社業務に関する事務手続等は、当該事業所の監査役である申立人の妻が申立人に代わって行っていたと申立人及び複数の従業員が供述している。

また、申立てに係る減額訂正処理がされた当時、申立人は事業所を閉鎖する準備のため上京して働いていたと供述しており、標準報酬月額の減額訂正処理に自ら関与した可能性を否定している。

さらに、申立人の妻は社会保険事務手続の経験がなかったため、毎年近

くの商工会議所会議室に出張してきた担当者の指導を得て報酬月額算定基礎届を提出していたが、事業所閉鎖に当たり、社会保険事務所から送付された厚生年金保険・健康保険適用事業所全喪届に社印を押捺し、自分の判断で従業者の健康保険証を回収して添付し、郵送で届出を行ったとしており、事業主の関与が非常に希薄だったとうかがわれる。

加えて、同事業所は過去に事業主の標準報酬月額の遡及減額処理が行われたこと、商法の規定に基づく登記の懈怠により会社の解散登記が職権で行われたことなどから、申立人が会社の業務執行に責任を持って各種法令を遵守し、誠実に会社の運営を行っていたとは首肯できず、申立てに係る減額訂正処理においても、自ら関与したとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及による記録訂正の処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が、社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和63年12月から平成2年10月までの申立人の標準報酬月額を30万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については15万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から5年4月1日まで

A社会保険事務所からの連絡により、株式会社Bに勤務した期間のうち、平成4年7月の標準報酬月額が実際の給与と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

なお、平成5年4月1日まで継続勤務をしていたので、正しい記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から5年3月までは15万円と記録されており、また資格喪失日については同年4月1日と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Bについて厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年7月31日以降の6年6月24日に申立期間の標準報酬月額が8万円に訂正されて引き下げられており、また資格喪失日についても6年6月24日に当初の資格喪失日である5年4月1日を4年7月31日に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるところ、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、資格喪失日及び標準報酬月額に係る有効

な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る資格喪失日は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額についても、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、15万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年9月29日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aにおける平成7年10月の訂正処理で、6年12月から7年8月までの標準報酬月額が41万円から13万4,000円にさかのぼって引き下げられている。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本により、申立期間当時において株式会社Aの取締役であったことが確認できる。

また、申立期間以前ではあるが、複数の同僚は申立人が販売部門を担当し、事業主は経理・社会保険部門の担当責任者であったと供述している。

しかしながら、申立期間当時の事業主は滞納保険料について、社会保険事務所に相談し、訂正処理に同意したが、申立人は関与しておらず、遡及訂正処理に関して申立人に通知もしていないと供述している。

一方、社会保険庁の記録では、株式会社Aは、平成7年9月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間に係る当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額については、社会保険庁の被保険者資格記録において、当初、平成6年8月から7年8月までは41万円と記録されていた。

しかし、その後の社会保険庁の記録では、当該事業所において、適用事業所に該当しなくなった日以降の平成7年10月5日付けの訂正処理において、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、6年12月から7年8月までの期間を41

万円から 13 万 4,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような^{そきゆう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年10月の申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年10月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所からの連絡により、A株式会社（後日社名が、「株式会社B」と変更）に勤務した期間のうち、平成3年10月の標準報酬月額が退社後にさかのぼって訂正されていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A株式会社は平成3年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の申立期間における標準報酬月額については、同日以降の4年5月8日付けで、3年10月分の記録が53万円から30万円にさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録及び商業登記簿謄本により、申立人は申立期間においてA株式会社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人がA株式会社を退職後に別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したこと、その後同事業所を退職して失業保険を受給していたこと、及び申立てに係る減額訂正処理が行われた時、A株式会社における代表取締役は、取締役を辞任した申立人の後任として取締役就任した者が、代表取締役に就任していたときであることが商業登記簿謄本により確認できることなどから、申立人はA株式会社の社会保険手続には関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような^{そきゆう}遡及による記録訂正の処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が、社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年10月の申立人の標準報酬月額を53万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る、厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成12年11月から13年4月までの期間を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年11月1日から13年5月1日まで
平成12年11月にさかのぼって、標準報酬月額が20万円から8万円に引き下げられていた。私自身は同意した覚えはないので納得できない。減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年11月から13年4月までは20万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では株式会社Aについては、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成13年5月1日以降の同年8月29日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正処理されており、申立人の場合、申立期間の標準報酬月額は上記の20万円から、8万円へと訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、平成13年8月29日に標準報酬月額の遡及訂正処理そきゅうが行われた時には、既に株式会社Aを退職しており、同年8月24日にはB株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、標準報酬月額の減額訂正処理に申立人は関与していたとは考え難い。

さらに、当時の事業主は、社会保険事務手続等は外部の者に委託して行っていたと供述していることや、申立人は株式会社Aの指示により、外回りの仕事が多いことなどから判断して社会保険関係の事務等は直接関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような
遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、
標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、
申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、事業主が社会
保険事務所に当初届け出たとおり、平成12年11月から13年4月までの
期間を20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成13年8月1日、資格喪失日に係る記録を14年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から14年2月1日まで

私は雇用契約書のとおり条件で平成13年8月1日に株式会社Aに入社し、14年1月に同社を退職するまで、継続して仕事に従事しており、同社在職中は当該雇用契約書の条件のとおり、厚生年金保険には加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった株式会社Aとの雇用契約書、解雇予告通知書、同社に係る雇用保険の被保険者記録及び当該事業所の代表者の供述等から、申立人が申立期間について、当該事業所に正社員として継続して勤務していたことが推認できる。

また、同社は昭和61年6月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていて、申立事業所の申立期間に係る社会保険事務所の被保険者縦覧照会回答票で申立人の氏名は確認できない上、同回答票の整理番号に欠番は無いことからすると、当該事業所は申立人に係る厚生年金保険の資格取得届を提出した形跡は無いところ、同社は資格取得及び喪失届出は行わなかったと思われると回答しており、届出そのものは無かったと推認される。しかしながら、申立人が提出した当該事業所との雇用契約書では、雇用条件として、給与支給額月42万6,000円、労働保険（労災

保険、雇用保険）、社会保険（厚生年金保険、健康保険）の項目が記載されており、申立人は、申立期間においては雇用条件のとおりであったと供述しているほか、当該事業所の代表者は、申立人の厚生年金保険料は給与から控除していたと記憶しており、社会保険庁からの納付勧奨には応ずると供述していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主との雇用契約書及びC公共職業安定所が発行している申立人に係る雇用保険受給資格者証から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の申立事業所の被保険者縦覧照会回答票の整理番号に欠番が見当たらない上、同社は厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失の届出を行わなかったと思われると回答していることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年8月から14年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和51年8月2日に訂正し、申立期間における標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月30日から同年8月2日まで

私は、株式会社AからB株式会社へ転職したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。株式会社AとB株式会社は、同一事業主で勤務地も同じである。株式会社Aの資格喪失日が間違っているのか、B株式会社の資格取得日が違うのか分からないが会社の都合で移籍し継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの商業登記簿謄本及びB株式会社の事業所別被保険者名簿によると、申立期間当時の両事業所の事業主及び所在地は同一であることが確認できる。

さらに、C年金基金が保管する申立人の加入員記録、同僚の供述及び社会保険事務所が保管する被保険者原票照会回答票に記載されている申立人の資格喪失の届出日から判断すると、申立人が株式会社Aに昭和51年8月1日まで勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人は、株式会社Aを昭和51年6月30日に離職し、同年51年7月1日にB株式会社において被保険者資格を取得しているところ、上述のC年金基金の加入員記録によると申立人が51年8月2日に株式会社Aにおいて同基金の加入員資格を喪失

し、同日にB株式会社において同資格を取得していたことが確認でき、さらに、同日にB株式会社は、厚生年金保険に新規に加入していることが確認できる。

以上のことから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 51 年 8 月 2 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける 51 年 5 月の社会保険事務所の記録から 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在は不明であり、取締役の供述も得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案1573

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（事業所整理記号：*）における被保険者資格の取得日を昭和63年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 30 日から平成 2 年 4 月 1 日まで

私は、有限会社Aに昭和 62 年 9 月 1 日から平成 5 年 9 月 29 日まで、継続して勤務していた。申立期間の 17 か月についても厚生年金保険料を給与から控除されていたが、事業主が社会保険事務所に納付していなかったことが分かった。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。なお、事業主も保険料を給与から控除していたことを認めている。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は有限会社Aに継続勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時の代表取締役は、同代表取締役が署名した申立人宛の念書により、申立期間に申立人から厚生年金保険料を控除し社会保険事務所に納付していなかった旨を認めており、同僚の給与明細書及び同僚の供述を併せて判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、有限会社A（事業所整理記号：*）は、昭和63年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているものの、同一所在地において同月25日にさかのぼり同一名称で事業主も同じ適用事業所（事業所整理記号：*）となっており、同一事業所でありながら新たな適用事業所としていることが確認できる。

これらのことから、申立人の有限会社A（事業所整理記号：*）における被保険者資格取得日を昭和63年11月30日とし、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が自ら履行していない旨を供述していることから、事業主が平成2年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年11月から平成2年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案1574

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（事業所整理記号：*）における被保険者資格の取得日を昭和63年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 30 日から平成 2 年 4 月 1 日まで

私は、有限会社Aに昭和 57 年 8 月 9 日から平成 5 年 9 月 29 日まで、継続して勤務していた。申立期間の 17 か月についても厚生年金保険料を給与から控除されていたが、事業主が社会保険事務所に納付していなかったことが分かった。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。なお、事業主も保険料を給与から控除していたことを認めている。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は有限会社Aに継続勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時の代表取締役は、同代表取締役が署名した申立人宛の念書により、申立期間に申立人から厚生年金保険料を控除し社会保険事務所に納付していなかった旨を認めており、同僚の給与明細書及び同僚の供述を併せて判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、有限会社A（事業所整理記号：*）は、昭和63年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているものの、同一所在地において同月25日にさかのぼり同一名称で事業主も同じ適用事業所（事業所整理記号：*）となっており、同一事業所でありながら新たな適用事業所としていることが確認できる。

これらのことから、申立人の有限会社A（事業所整理記号：*）における被保険者資格取得日を昭和63年11月30日とし、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の記録から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が自ら履行していない旨を供述していることから、事業主が平成2年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年11月から平成2年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案1575

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（事業所整理記号：*）における被保険者資格の取得日を昭和63年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 30 日から平成 2 年 4 月 1 日まで

私は、有限会社Aに昭和 56 年 7 月 1 日から平成 5 年 10 月 30 日まで、継続して勤務していた。申立期間の 17 か月についても厚生年金保険料を給与から控除されていたが、事業主が社会保険事務所に納付していなかったことが分かった。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。なお、事業主も保険料を給与から控除していたことを認めている。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は有限会社Aに継続勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時の代表取締役は、同代表取締役が署名した申立人宛の念書により、申立期間に申立人から厚生年金保険料を控除し社会保険事務所に納付していなかった旨を認めており、同僚の給与明細書及び同僚の供述を併せて判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、有限会社A（事業所整理記号：*）は、昭和63年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているものの、同一所在地において同月25日にさかのぼり同一名称で事業主も同じ適用事業所（事業所整理記号：*）となっており、同一事業所でありながら新たな適用事業所としていることが確認できる。

これらのことから、申立人の有限会社A（事業所整理記号：*）における被保険者資格取得日を昭和63年11月30日とし、申立期間の標準報酬月額は、申立期間前後の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が自ら履行していない旨を供述していることから、事業主が平成2年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年11月から平成2年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案1576

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（事業所整理記号：*）における被保険者資格の取得日を昭和63年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 30 日から平成 2 年 4 月 1 日まで

私は、有限会社Aに昭和 62 年 9 月 1 日から平成 5 年 10 月 30 日まで、継続して勤務していた。申立期間の 17 か月についても厚生年金保険料を給与から控除されていたが、事業主が社会保険事務所に納付していなかったことが分かった。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。なお、事業主も保険料を給与から控除していたことを認めている。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は有限会社Aに継続勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時の代表取締役は、同代表取締役が署名した申立人宛の念書により、申立期間に申立人から厚生年金保険料を控除し社会保険事務所に納付していなかった旨を認めており、同僚の給与明細書及び同僚の供述を併せて判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、有限会社A（事業所整理記号：*）は、昭和63年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているものの、同一所在地において同月25日にさかのぼり同一名称で事業主も同じ適用事業所（事業所整理記号：*）となっており、同一事業所でありながら新たな適用事業所としていることが確認できる。

これらのことから、申立人の有限会社A（事業所整理記号：*）における被保険者資格取得日を昭和63年11月30日とし、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の記録から26万円をとすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が自ら履行していない旨を供述していることから、事業主が平成2年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年11月から平成2年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から5年9月30日まで
社会保険庁からの連絡により、平成4年9月1日から5年9月30日までの期間に係る標準報酬月額が、同年10月28日に実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aでの厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間について当初53万円（最高等級）と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年9月30日より後の同年10月28日付けで、遡及^{そきゅう}して標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

また、同社では、申立人のほかにも標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されている者が二人確認できる。

さらに、事業主は「申立人はB業務に従事しており、社会保険の手続などに携わっていなかった」と供述している上、照会した4人の同僚のうち二人が、申立人は社会保険事務に関与していなかった旨の供述をしていることから、申立人は標準報酬月額^{そきゅう}を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理^{そきゅう}を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から9年9月30日まで
社会保険庁からの連絡により、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成8年8月から9年8月までの標準報酬月額が47万円から9万2,000円に、9年9月30日に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は当初47万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年9月30日付けで、遡及して標準報酬月額が9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、同社では、申立人のほかにも標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている者が3人確認できる。

さらに、申立人は当該事業所において取締役であることが確認できるが、事業主及び同僚が、「申立人はBとして勤務していたが、社会保険の手続などに携わっていなかった」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり47万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年9月30日まで
社会保険庁からの連絡により、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成8年10月から9年8月までの標準報酬月額が50万円から9万2,000円に、9年9月30日に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は当初50万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年9月30日付けで、遡及^{そきゅう}して標準報酬月額が9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、同社では、申立人のほかにも標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている者が3人確認できる。

さらに、申立人は当該事業所において取締役であることが確認できるが、事業主及び同僚が「申立人はBとして勤務しており、社会保険の手続などに携わっていなかった」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額^{そきゅう}を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

加えて、給与明細書において記載されている控除保険料額から標準報酬月額は50万円として保険料が計算されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理^{そきゅう}を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり 50 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に、喪失日に係る記録を49年5月1日に訂正し、標準報酬月額については48年4月を5万2,000円、49年4月を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立期間①について、申立人に係る昭和48年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められ、申立期間②について、申立人に係る49年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 また、申立期間③に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和48年5月及び同年6月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立期間③について申立人に係る昭和48年5月及び同年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和49年4月30日から同年5月1日まで
③ 昭和48年5月1日から同年7月1日まで

社会保険庁の記録では、株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和48年4月1日から同年5月1日までの期間及び49年4月30日から同年5月1日までの期間の被保険者記録が欠落しており、また、48年5月1日から同年7月1日までの標準報酬月額も相違している。当該期間の給与明細書を提出するので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給与明細書により、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和 48 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、提出のあった給与明細書を検証した結果、当該事業所では翌月控除方式であったことが確認できることから、申立期間①の標準報酬月額は、昭和 48 年 5 月分の給与明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事情を確認できる役員等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人が所持する給与明細書により、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和 49 年 5 月 1 日とすることが妥当である。

また、提出のあった給与明細書を検証した結果、当該事業所では翌月控除方式であったことが確認できることから、申立期間②の標準報酬月額は、昭和 49 年 5 月分の給与明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した 6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が昭和 49 年 5 月 1 日を資格喪失日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が資格喪失日を同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主がこれを同年 4 月 30 日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年 4 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、申立人は、昭和 48 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額の相違を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定

し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、昭和 48 年 5 月及び同年 6 月の記録を 5 万 2,000 円に訂正することが妥当である。

なお、厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行の有無については、当該事業所は、既に厚生年金保険の事業所ではなくなっており、当時の事情を確認できる役員等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年4月から8年7月までを59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年8月16日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける平成7年4月から8年7月までの標準報酬月額が59万円から9万2,000円に引き下げられているが、同社役員としてやむを得ず記録訂正に応じたもので、訂正期間や訂正金額については全く知らなかった。また、役員であったものの社会保険事務に関する権限は無かったので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年8月16日以降の同年9月25日付けで、申立人と代表取締役二人の標準報酬月額の記録が訂正されており、申立人の7年4月から8年7月までの標準報酬月額が59万円から9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、平成8年9月13日ころ代表者に同行してB社会保険事務所に出向き、同所担当者とは滞納整理について協議し、一部期間に係る標準報酬月額の減額訂正を応諾した旨を供述しているが、申立人は、当該事業所の取締役であるものの、代表者の供述及び記録訂正の無い他の役員の供述から社会保険事務に関する権限を持っていなかったと判断できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 59 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月31日から10年2月28日まで
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aにおける平成9年7月31日から10年2月28日までの期間に係る標準報酬月額が、同年5月6日に実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年2月28日より後の同年5月6日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額を20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、元事業主及び同僚照会で回答のあった5人のうち4人が申立人はB及びC職であり、社会保険事務の担当ではなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から50年6月まで

私は、昭和49年12月に結婚し、A市に住民登録と同時に国民健康保険及び国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、主人の分を含めて納付し、未納分の保険料もさかのぼって納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、A市に転居してから申立人の夫の分と一緒に加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月10日に払い出されており、その夫の同番号は52年7月1日に払い出されていることから、一緒に加入手続をしたと推認できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市の窓口において現金で納付したと主張しているが、保険料額や納付書の枚数など覚えておらず、A市は、窓口で現金による保険料を収納していないとしているなど、申立人の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年3月まで

私は、昭和49年12月に結婚し、A市に住民登録と同時に国民健康保険及び国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、妻が私の分を含め納付し、未納分の保険料もさかのぼって納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、A市に転居してから申立人の妻と一緒に加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年7月1日に払い出されており、その妻の同番号は50年7月10日に払い出されていることから、一緒に加入手続をしたものと推認できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻がA市の窓口で、当初は一括で納付したとしているのを5回に分けて現金で納付したと主張を変えたが、保険料額や納付書の枚数など覚えておらず、A市では、窓口で現金による保険料を収納していないとしているなど、記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料の一部は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から61年9月まで

私は、結婚してから少したった昭和47年4月ころに、妻が国民年金保険料を納付していなかったため、自分だけは納付しようと思い、A区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと思う。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその妻から聴取しても、国民年金の加入時期、保険料の納付方法等の記憶は曖昧であり、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人には、昭和45年4月ころと63年11月ころの2度、国民年金手帳記号番号が払い出されているが、45年4月ころにB区において払い出された手帳記号番号に係る申立人の記憶は無く、47年4月にA区で国民年金加入手続を行ったとする申立人の主張とは異なるほか、63年11月ころに払い出された手帳記号番号では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも111か月と長期間の未納期間があり、保険料の納付意識が高かったとする事情は特段うかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで

申立期間については、夫が亡くなった後、何年ごろかはっきりしないが隣組の役員が私の将来を考えて今なら国民年金をさかのぼって納付できると教えてくれたので国民年金の加入手続をし、国民年金保険料をまとめて納付した。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫を亡くした昭和 37 年 8 月以後、隣組の役員から今ならさかのぼって国民年金保険料を納付できることを聞き、国民年金に加入した後、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、47 年 10 月ころであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間となり、別の国民年金手帳記号番号が発行された形跡もみられない。

また、A 市保管の申立人の被保険者名簿には、昭和 47 年 11 月 1 日に昭和 46 年度と 47 年度の保険料をまとめて納付し、同年 11 月 30 日に 45 年度の保険料をさかのぼって一括納付した記録があることから、当該納付と申立内容の納付を混同している可能性がある。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、43年4月から44年3月までの期間、50年10月から51年3月までの期間、平成5年1月、同年6月、同年8月、同年10月及び6年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで
③ 昭和50年10月から51年3月まで
④ 平成5年1月
⑤ 平成5年6月
⑥ 平成5年8月
⑦ 平成5年10月
⑧ 平成6年6月

申立期間の国民年金保険料については、夫とともに定期的に納付し、途中から口座振替により納付しているはずであり、納付し忘れて未納があったとしても、督促が来て未納に気付くはずであるが、国民年金保険料について督促を受けた覚えは一度もない。きちんと納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が60歳となるまでの期間の国民年金保険料について、夫と一緒に納付したとしているが、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料について、その夫の同期間の保険料はすべて未納となっており、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間①、②、③及び④については、申立人の国民年金保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、保険料

の具体的な納付状況が不明である。

さらに、平成5年6月以降の入出金記録がある申立人の夫名義のA組合（現在のB組合）の預金通帳によれば、申立人及びその夫は当該通帳の口座振替により国民年金保険料を納付しているが、申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧の保険料が残高不足により口座振替ができなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から60年6月まで

申立期間については、母親が国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していたその母親が申立人の国民年金への加入手続と申立期間の保険料の納付を行ったとしているが、母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った記憶は無く、保険料の納付についても、信用金庫などで納付したとしているものの、納付に関する記憶が全般的にあいまいであることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、平成8年8月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

さらに、申立人は、申立期間中に確定申告又は住民税の申告をした際、受け付けた職員が中学の同級生であり、申告の控除証明に使用した国民年金保険料の領収証書を同職員が確認したはずだと主張しているが、同職員は、申立人の同級生であり、申立人の市民税申告の受付をした記憶はあるとしているものの、国民年金保険料の領収証書を見た記憶は無いとしており、申立人の主張を裏付ける申述は得られなかった。

加えて、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から42年3月まで

私は昭和38年3月に、A市からB駅前の商店街にあるCに嫁いで来て、その年のうちに国民年金の住所変更手続を行った。結婚前は実家の父親が国民年金保険料を納付していた。結婚後は、夫が夫婦の保険料を近所の町内会の集金人であるD屋のご主人に払っており、夫は社会保険庁の記録では納付済みとなっているのに妻の私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年3月にA市からE市のCに嫁いで来て、その年のうちに国民年金の住所変更手続を行ったと申し立てているが、申立人の所持する年金手帳には、43年1月22日に、結婚前に居住していたA市からE市（現在は、F市）に住所変更及び氏名変更した旨の記載が確認でき、E市国民年金被保険者名簿にも同様の記載があることから、申立人はE市での国民年金の転入手続を38年の結婚と同時期には行わなかったと推認できる。

また、申立人のE市国民年金被保険者名簿には、「G」の記載があることから、申立人の居住する地域では、集金人による国民年金保険料の収納が行われていたと確認できるが、保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間のうち過年度保険料として納付可能な期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶が無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から 11 年 12 月 27 日まで
社会保険庁の記録によると、A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 59 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されているが、保険料は減額される前の額で控除されていた。申立期間の標準報酬月額を 59 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、勤務していた A 株式会社は、平成 11 年 12 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降の 12 年 1 月 7 日に申立人の 10 年 2 月から 11 年 11 月までの標準報酬月額が 59 万円から 9 万 8,000 円に遡及^{そきゆう}して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、当該事業所では、代表取締役、常務取締役及び経理担当取締役の 3 人の標準報酬月額が遡及^{そきゆう}して訂正されており、その他の一般従業員は遡及^{そきゆう}訂正されていないことが確認できる。

しかしながら、申立人は、A 株式会社の経理部門を長年担当して、遡及^{そきゆう}訂正の数年前から取締役経理部長として社会保険業務の責任者としての職務を執行しており、実務は担当係長に任せており中身は良く把握していないと主張するものの、社会保険業務の責任者として社会保険関係の届出書類に会社印を押したと供述している。

また、当該事業所を管轄していた社会保険事務所が保管していた滞納処分票には、平成 12 年 1 月 7 日付けで、「申立人と面談し全喪届を受理、あわせて月額変更届、算定基礎届の提出を受理、」と記述があることから、

申立人が^{そきゅう}遡及訂正に関与していたことは明らかである。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の社会保険業務の責任者の立場にあった申立人が、会社の業務として行った当該行為について有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 42 年 5 月ごろまで

私は、A病院を昭和 41 年 8 月 23 日に退職し、数か月B地の実家に帰郷して静養し、同年 10 月ころから 42 年 5 月ごろまで、C診療所に准看護婦として勤務した。他の勤務の厚生年金保険の加入期間はすべてあるのに、この期間の厚生年金保険の加入期間が抜けていることは納得できない。この期間を加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C診療所に勤務していた同僚二人及びA病院時代の友人の供述により、申立人が当該診療所に勤務していたと推認できるものの、勤務期間については不明である。

一方、社会保険庁の記録によると、C診療所は、適用事業所として存在しないが、D病院によると、C診療所の勤務者も含めて、「E」として社会保険の適用事業所となっていたが、当時は常勤者でも3か月間の試用期間の後に社会保険の資格取得届を行ったとしているところ、当時の同僚4人に自身の入社日を聴取し、当該同僚の被保険者記録と比較した結果、入社日より3か月から6か月を経て被保険者資格を取得していることが確認できた。

また、社会保険庁が保管するD病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立期間に係る健康保険番号は連番での記載となっており、追加及び欠番は無い。

さらに、申立人の申立事業所における雇用保険の記録は存在しない上、申立期間の後半の昭和 42 年 4 月 12 日から 44 年 3 月 31 日までのF病院の雇用保険の記録から同年 4 月 12 日以降はD病院に勤務していないものと

考えられる。

加えて、事業主は、申立期間において申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届及び保険料控除の有無について不明であるとしている上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から32年9月25日まで
私は、申立期間にA株式会社で働き、出産のため退職したが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の脱退手当金を受給している記録になっている。私は脱退手当金を請求していないし、もらっていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退手当金」と記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和32年11月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から6年5月26日まで

A業界は不況だったので、破産処理をするため平成6年6月25日に従業員を全員解雇した時、B社会保険事務所から呼出しを受けた。翌26日にB社会保険事務所に行くと、金額の計算された書類が既に用意されており、滞納をなくすため訂正処理をするように言われた。破産するため不渡りを出すかの判断を間近に控えていたので、この申出を考えている余裕はなく、職員の強圧的な態度から同意してしまった。経緯を確認し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、株式会社Cは平成6年5月26日に全被保険者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、同年6月10日に、申立人だけが5年3月1日にさかのぼって標準報酬月額53万円を取り消され、19万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、訂正処理に当たって、A社会保険事務所で滞納をなくすため金額の訂正された書類が用意され、職員の強圧的な態度があったとしているが、申立人は訂正処理に同意したことを認めている。

また、A社会保険事務所に照会したところ、株式会社Cの滞納処分票など関係資料は、保存期限経過のため資料が無いと回答し、D厚生年金基金も、訂正処理から15年以上経過しているため資料が無く、標準報酬月額の引き下げの経緯については把握していないと回答しており、当時の状況を確認することはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行

為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 6 年 5 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社 A に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は平成 10 年 5 月 29 日付けで、6 年 5 月から 9 年 10 月までの間、20 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、株式会社 A における社会保険の事務手続を自ら行っており、この減額処理についても、平成 10 年 5 月ごろ、「事業主家族の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることにより滞納保険料を相殺することができる。」という社会保険事務所の説明を聞いた上で、これにやむを得ず同意したと供述している。

また、事業主からの供述は得ることができなかったが、申立人によれば、申立人は同社の取締役を務め、事業主印を使用管理しており、会社を経営する立場にあったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 12 万 6,000 円となっているが、企業年金基金連合会から取り寄せたB厚生年金基金の記録では 17 万円となっており、相違している。昭和 50 年 10 月 1 日付け人事異動後は衛生管理者及び医療事務管理士の資格を取得し、査定もよく、また、51 年 10 月からは母を被扶養者としたため、家族手当等がプラスされ給与が増加していたはずである。よって、社会保険庁の記録を厚生年金基金の記録の 17 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた企業年金基金連合会による標準報酬月額の証明書（「報酬月額について」）によれば、申立期間の標準報酬月額は、申立人の主張どおりの 17 万円となっていることが確認できる。

また、同じく申立人が所持していた、B厚生年金基金発行の「第1種退職年金裁定通知書」の標準給与月額総計は、企業年金基金連合会による標準報酬月額の証明書（「報酬月額について」）の標準報酬月額の合計額と一致している。

しかし、企業年金基金連合会が保有していた申立人の「厚生年金基金加入員台帳」によれば、記載の行はずれているものの前後の記録との関係から、社会保険庁の記録どおり、昭和 51 年 10 月 1 日付けで 12 万 6,000 円の定時決定が行われていることが確認できる。

また、A健康保険組合が保有していた「被保険者台帳」の記録からも、

社会保険庁の記録どおり、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 12 万 6,000 円であることが確認できる。

さらに、B 厚生年金基金、C 健康保険組合及び社会保険庁のいずれも、昭和 52 年 9 月に標準報酬月額を 16 万円とする随時改定を行っていることが確認できるが、仮に申立期間の標準報酬月額が申立人の主張する 17 万円であったとするならば、この改定は 2 等級以上の変動があった場合に行われる随時改定に不該当となっていたはずであり、すべての保険者がこの処理を誤ったとは考え難い。

なお、申立人は、昭和 50 年 10 月の人事異動後、衛生管理者免許及び医療事務管理士資格を取得し、査定も良かったと記憶していることから、申立期間の標準報酬月額は 17 万円であると主張しているが、各証書は、52 年 11 月 2 日付け及び同年 12 月 31 日付けで発行されており、各証書発行までの期間を考慮しても、申立内容を裏付けるものとは言えない。

また、申立人は、申立人の母が退職したことに伴い、固定的賃金である家族手当 3,000 円及び住宅手当 2 万 1,000 円が増額したと記憶していることから、申立期間の標準報酬月額は 17 万円であると主張している。

しかし、申立人が保有していた申立人の母の健康保険継続療養証明書は昭和 51 年 10 月 1 日付けで交付されており、これにより推認できる固定的賃金増額に伴う標準報酬月額の改定と申立内容とは一致しておらず、申立内容を裏付けるものとは言えない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は申立人の給与から社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと考えるのが自然であり、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 6 月 21 日まで
社会保険庁の記録では、株式会社 A における平成 6 年 8 月分から 7 年 5 月分までの 10 か月について標準報酬月額が給与の額に見合っていない。当該期間の給与は 41 万円であったので標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めている株式会社 A における申立人の標準報酬月額は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 7 年 6 月 21 日以降である同年 6 月 28 日において、6 年 8 月 1 日から 7 年 6 月 21 日までの 41 万円を 15 万円に遡及^{そきゅう}して訂正していることが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間及びその後も代表取締役であることが商業登記簿^{そきゅう}で確認できる。

また、当該遡及訂正に関しては、役員として経理を担当している申立人の妻が経営上の不振から顧問の社会保険労務士に相談をして標準報酬月額を下げる手続を行ったと供述しているところ、日頃から同じ店内で働いていたとする申立人がこの減額処理について認識していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務として行われた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額記録の訂正を認めることはできない。また申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで
② 平成 5 年 2 月 28 日から 7 年 5 月 31 日まで

申立期間①について、社会保険庁の記録では、平成 4 年 9 月から 5 年 1 月までの標準報酬月額が給与の額に見合っていない。当該期間の給与は約 50 万円であり、標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

申立期間②について、株式会社 A の勤務期間は、退職証明書にもあるように平成 7 年 5 月 31 日までであるので、この期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、この間の平均給与は約 40 万円である。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録では申立人の株式会社 A における平成 4 年 9 月から 5 年 1 月までの標準報酬月額が当該事業所が適用事業所ではなくなった同年 2 月 28 日以降の同年 3 月 31 日に 50 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されているのが確認できるが、社会保険事務所においてこのような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという合理的理由は見当たらない。

しかしながら、申立人は当該事業所において従業員であったと申し立てているところ、株式会社 A の取締役であることが商業登記簿により確認できる。また、その役員としての業務は、代表取締役が株式会社 B の経営に専念していたことから、会社の実印を預かるなど代表取締役と同

等の権限を付与されて執行していたという供述が複数の関係者により得られた。

さらに、株式会社Aの経理については、親会社である株式会社Bの経理担当者の指導の下で申立人が行っていたとしているが、株式会社Bの複数の関係者から、事業主を通じた金銭貸与のほかは経理事務の関連はなかったとの供述が得られるとともに、株式会社A社の経理責任者を申立人の妻であるCとしていたことが確認でき、申立人が経理面においても株式会社Aの経営に深く関与していたことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の取締役として会社の業務の執行に責任を負っている申立人は、会社の業務として行われた当該行為については責任を負うべきであり、当該処理が有効でないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間①について厚生年金保険の標準報酬月額にかかる記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は退職証明書及び給与台帳により平成7年5月31日までの勤務を申し立てている。しかし、この退職証明書の発行（押印を含む）については、効力を疑問視する関係者の供述もあった。また、給与台帳については申立人が同僚と作成したとするとともに、当該台帳においては社会保険料の控除を確認できない。

さらに、株式会社Aは平成5年2月28日に適用事業所ではなくなることについての一連の手続が執られ、同日付けで申立人を含む全員が国民年金に加入し、同年2月分からの国民年金保険料を納付していることが社会保険庁の記録で確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 39 年 3 月又は同年 4 月まで
株式会社A（正式には、有限会社A）に昭和 37 年 2 月から 39 年 3 月
又は同年 4 月まで勤務していたのに、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた有限会社Aの同僚の氏名が社会保険庁の記録から確認できること、及び同僚の供述により、退職時期の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのは、昭和 37 年 6 月 30 日であり、申立期間の一部は適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の番号にも欠番は無い。

さらに、事業主からは回答を得られず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、同僚の一人によれば、「当時、試採用期間が 3 か月から半年くらいあった。また、自分は、会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後も勤務していたが、国民年金に加入（昭和 37 年 7 月から 39 年 2 月まで）していた。」と回答している。

なお、社会保険事務所が保管する記録及び同僚の厚生年金保険の記録か

ら、有限会社Aの事業主は、同所在地で、厚生年金保険の適用事業所として昭和 39 年 3 月 1 日からB株式会社を経営していたことが確認できることから、申立期間の一部はB株式会社の期間であったとも考えられるところ、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 2 月 28 日まで

A 株式会社において平成 7 年 4 月の訂正処理で、5 年 4 月から 6 年 4 月までの標準報酬月額が、26 万円から 9 万 8,000 円に、同年 5 月から 7 年 1 月までの標準報酬月額が 15 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって引き下げられているのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A 株式会社は、平成 7 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年 4 月 6 日付けで 5 年 4 月から 6 年 4 月までの 13 か月間を 26 万円から 9 万 8,000 円に、同年 5 月から 7 年 1 月までの 9 か月間を 15 万円から 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及して減額訂正処理されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時において A 株式会社の取締役であることが確認でき、また、同謄本によると、減額訂正処理がなされた平成 7 年 4 月 6 日前の同年 3 月 20 日付けで、同社代表取締役に就任していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は、A 株式会社の経営状態は厳しく、厚生年金保険料の滞納があったと供述している。

加えて、申立人は申立期間当時において、社会保険担当責任者ではなかったと主張しているが、複数の同僚は、申立人が経理及び社会保険の担当責任者であったと供述している。

これらの事実及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理時において代表取締役であった申立人が、自らの

標準報酬月額の減額訂正処理に関与しておきながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月21日から50年2月28日まで
私はA株式会社に1年は務めていたと記憶している。年金特別便を見て掛金が1か月しかないことを初めて知り、B社会保険事務所で記録照会を依頼したが、記録は見当たらないとの回答を受けた。
正しい記録を調査し、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の供述により、入社時期は特定できないものの、前の事業所から数人でA株式会社の新規事業立ち上げのために、入社して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると厚生年金保険被保険者原票では、昭和49年3月1日に資格を取得、同年4月21日に資格を喪失していることが確認できる。また、当時、当該事業所が加入していたC厚生年金基金においても昭和49年3月1日に資格取得、同年4月21日に資格喪失（自己都合）の記録が確認できる。

さらに、事業主及び社会保険労務士事務所に申立人に係る人事記録等の資料を請求したところ、いずれも残っておらず確認することはできない。

そこで、社会保険事務所のA株式会社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に聴取したものの、申立期間については申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月1日から31年7月19日まで
② 昭和31年9月1日から32年3月13日まで

申立期間①に、A株式会社又はB社のいずれかに、申立期間②にA株式会社又はB社のいずれかに勤めていた。申立期間①及び②について、いずれの期間に、A株式会社及びB社に勤めていたかは、はっきりと覚えていないが、両事業所に勤務していた。A株式会社については、当時大学の夜学に通っていたので、家から近く、残業があまりないために選んだ。会社が大きくしっかりしていた。B社は、知人の紹介で入社し、正社員として、配送に係る事務職をしていた。いずれも厚生年金保険料を給与から引かれていたはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、A株式会社について、申立人は、当該事業所は、当時、住んでいた自宅から近かったとしており、当時の地図において、申立人が説明する自宅近くに、A株式会社が記載されていることは、確認できる。

しかし、事業主及び申立期間当時の複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、類似の名称であるC及び有限会社Dは、申立期間は厚生年金保険適用事業所となっていない上、被

保険者名簿にも申立人の氏名が確認できず、有限会社Dにおいては複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態を確認することはできなかった。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 2 B社に係る申立てについて、申立人の妻は、申立人を紹介したとする知人も既に亡くなっており、当該知人に係る調査・照会を希望していないこと等から、申立人のB社における入社に係る経緯を確認することができない。

また、社会保険庁の記録によると、申立事業所である「B社（所在地E区F地又はG区）」は、厚生年金保険適用事業所として確認できず、H地以外を所在地とする「B社」は、申立期間当時、厚生年金保険適用事業所とされていない。

さらに、類似の名称である有限会社I（E区J地）及びK社（E区）の事業主、被保険者等に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られず、申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名は確認できなかった。

加えて、L株式会社（M区）、N株式会社（M区）、O株式会社（P区）、Q株式会社（R区）及び有限会社S（M区）の被保険者名簿においても、申立人の氏名は確認できなかった。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 3 このほか、両申立期間における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 22 日から同年 9 月 9 日まで
② 昭和 37 年 12 月 10 日から 38 年 8 月 1 日まで

65 歳になり社会保険事務所で年金記録を調べたところ、申立期間については脱退手当金が支払われていると言われた。申立期間前に初めて勤務した事業所を退職した昭和 37 年 3 月ころ脱退手当金が支払われた記憶はあるが、支給されたとする 42 年 3 月 23 日ころは、6 月に出産予定の身重のため母や妹に家事を手伝ってもらっており、社会保険事務所へ手続に行くことは不可能だったので、受け取っていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初めて勤務した事業所に係る被保険者期間の脱退手当金のみを、当該事業所を退職した昭和 37 年 3 月ころ受給したと主張しているが、申立期間前の厚生年金保険被保険者資格喪失日と申立期間の被保険者資格取得日は同日であり、被保険者資格は継続していることから、この間に脱退手当金が支給されたとは考え難いほか、申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録上、脱退手当金は申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者台帳記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支

給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
② 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 5 月 1 日まで

私は、株式会社Aに平成 7 年 8 月 1 日から 10 年 4 月 30 日まで勤務しており、7 年 11 月に研修期間が終わり正社員となった結果、給料が多くなり、同年 11 月は 80 万円、同年 12 月は 100 万円を超えており、以後ずっと（交通事故で休んだ 8 年 10 月から同年 12 月までを除く。）100 万円を超えていたので、申立期間の標準報酬月額を上限の 59 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に申立事業所に入社したとしている同僚は、申立人の標準報酬月額について「平成 8 年及び 9 年において、申立人は営業成績が良く、報酬月額はその期間は最上位等級であったと思う。」と供述しているが、申立人の実際の標準報酬月額変更及び算定等については不明としている。

また、申立期間のうち、平成 8 年 10 月から 9 年 9 月までの申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は既に上限等級の 59 万円となっていることが社会保険事務所のオンライン記録から確認できる上、申立人が提出した 8 年 5 月から同年 12 月までの給与明細書においては、社会保険事務所のオンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料（8 年 5 月から同年 9 月までは月額 1 万 395 円、同年 10 月から同年 12 月までは月額 5 万 1,182 円）が控除されていることが確認できることから、7 年 8 月から 8

年4月までの期間に係る厚生年金保険料は、オンライン記録のとおり7年8月1日資格取得時の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたと考えることが妥当である。

さらに、当該期間以外の当該事業所の給与明細書等の資料が無い場合、その他の申立期間の標準報酬月額の確認はできないが、平成9年10月1日の標準報酬月額32万円の算定処理は、9年8月22日に定時決定により行われていることが社会保険事務所のオンライン記録から確認できるところ、その後、当該処理が訂正された形跡は認められないことから、当該処理に関して不自然さは無い。

加えて、申立事業所の申立期間当時の元代表者によれば、「申立事業所は平成10年7月に倒産したため、関連資料等は全く残っていないが、申立人のような営業の社員はコミッションの割合が高く、給料は多いときには100万円を超えることもあり、少ないときには30万円くらいのときもあったので、勤務期間を通して、社員が100万円前後の給与水準を維持したことはないと思う。」と供述しており、給料は常に100万円を超えていたとする申立人の主張は確認できない。

その上、自ら、申立期間当時、申立事業所の社会保険関係の業務の責任者であったとしている担当者によると、「毎年、保険料の算定が実施されて、新報酬月額と新保険料額が個人あてに、当然平均給与額が表示されているものが通知されており、保険料は全員標準報酬月額に合わせて控除していた。」と供述している。

このほか、申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額のうち、平成7年8月から8年9月までの期間及び9年10月から10年4月までの期間の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 6 月 11 日から 23 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 6 月 10 日まで勤務した A 社を退職後、進駐軍から雇われて B 駐屯地のほか、C 区 D 地において、戦争の焼け跡整理や軍倉庫の建築、E 地において軍船から食糧の荷揚運搬作業及び F 所にて勤務の後、23 年 9 月 2 日から 24 年 6 月 3 日までは合資会社 G に勤務した。A 社退職後、合資会社 G 勤務前の期間について、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の勤務実態に関する申立人の申立内容により、期間の特定はできないものの、申立人が進駐軍に関連する業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、当時の駐留軍労働者は、「進駐軍労働者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付け保発第 92 号、厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知）により、すべて日本政府の直^{ちよくよう}庸使用人として、その労務管理については、駐留軍施設の所在する都道府県におかれた渉外労務管理事務所において行われており、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を有するとされていたが、同通知では、進駐軍労働者に対して社会保険制度が適用となった時期は、24 年 1 月 1 日とされていることから、申立期間は社会保険制度の適用前であるため、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことが確認できる。

なお、申立人は、進駐軍から直接雇われていたとしているところ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる

給与明細書などの関連資料は無い。

また、申立人は数人の同僚について姓名の一部しか記憶しておらず、同僚の供述も得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 28 日から平成元年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。昭和 50 年 9 月に A 株式会社 (B 株式会社 に名称変更) を立ち上げ、51 年 1 月から営業を開始した。申立期間が国民年金になっていることに納得できない。確定申告書に社会保険料も記載されており同年 1 月から厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 法務局 D 出張所交付の商業登記簿謄本により、申立人が申立期間において、A 株式会社の代表取締役であったことは認められるが、同社は、申立期間以降の平成元年 2 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所になっており、同日付けで申立人を含む 3 人について厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人の供述により、当該事業所は申立期間の当初 (昭和 51 年 1 月 28 日) における従業員数は申立人を含め 3 人であるとしていることから、申立期間当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていなかったものと推察される。

さらに、社会保険事務所が保管する事業所名簿の記録により、事業所記号は、適用事業所になった日付順に欠落無く記号が附記されていることが確認できる上、元従業員は当該事業所が適用事業所となった平成元年 2 月 1 日前である申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったと供述している。

加えて、申立人は申立期間について、国民年金及び国民健康保険の被保険者であり、申立人の提出した確定申告書に記載された社会保険料額は、政府管掌健康保険料額及び厚生年金保険料額とは合致しないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年11月30日まで
社会保険事務所からの連絡により、A株式会社に勤務した期間のうち、平成3年12月から5年10月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、申立人が代表取締役を務めていたA株式会社が適用事業所ではなくなった日以降の5年12月3日付けで、3年12月から5年10月までの間の申立人の標準報酬月額が53万円から8万円に遡及^{そきゆう}して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成5年当時、A株式会社が厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、社会保険事務所から標準報酬月額を訂正して滞納保険料分を支払うよう勧められ、標準報酬月額の減額訂正に係る書類に押印したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月8日から21年6月8日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。株式会社Aの企業内学校であるBに昭和20年4月に入学したが、厚生年金保険の加入は21年6月8日(株式会社AのC工場)からである。同窓生には昭和20年4月からの被保険者記録があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したBの卒業証明書により、昭和23年4月1日に本校D科を卒業し、その後、本校E科に同年4月5日に入学し、同年10月13日にE科を退学していることが、同校の退学証明書により確認できる。

また、申立人提出の同校の同窓会名簿からも、申立人が同校に在籍していたことは確認できる。

さらに、株式会社Aが保管していたBの申立人の学籍簿により、申立人が、昭和20年4月にF校に入学後、同年5月にBに入学し、23年10月13日に退学していることが確認できるが、一方、同学籍簿によると、申立人が20年9月に同校を中退し、21年1月16日に復学していることが確認できる。

加えて、申立人と同じ昭和21年1月にBに編入学した同窓生は、同年6月8日に株式会社AのC工場の厚生年金保険に加入し、新規の厚生年金保険被保険者番号が申立人と連番で払い出されていることが、社会保険庁保管の厚生年金保険被保険者番号払い出し簿により確認できる。

さらに、昭和20年4月又は同年5月にBに入学した同窓生は、同校内

で座学による研修と、隣接した工場で実習したものの、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入は、適用事業所や資格取得日が異なり、一律ではないことが社会保険庁の記録から確認できるが、これは、同校に入学前に就職した株式会社Aの事業所（工場）、又は、勤労働員や学徒動員で就業した事業所（工場）により違っていることが、複数の同窓生の供述によりうかがえる。

また、終戦後に復学や編入学した同窓生の厚生年金保険の加入も一律ではないが、その後に配属された事業所（工場）により違っていることが、復学や編入学した同窓生の供述によりうかがえる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、事業主に照会するも、賃金台帳等は保存されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、「当時、Bは、各種学校として認可を受けておらず、学生は従業員の身分で工場に籍を置いていたため、入社後2か月間は試傭員で社会保険未加入だった可能性も考えられる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 25 日から平成 3 年 7 月 1 日まで
A 株式会社に勤務した当初の給与は 18 万円、その後、少しずつ昇給し、平成 2 年ごろは 30 万円近い給与だった。社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が記憶している給与額と違っているので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成 2 年 1 月から同年 10 月までの給与計算書(同年 6 月分を除く)において確認できる支給額は、おおむね申立人が同時期の給与額と主張する額である。

しかしながら、上記の給与計算書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額よりも低い額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 55 年 3 月から平成元年 12 月までの期間、2 年 6 月、及び同年 11 月から 3 年 6 月までの期間については、事業主は当該期間の関係資料は保管していないとしており、申立人も給与明細書等を保管していないとしていることから、申立内容の事実関係を確認することはできない。

さらに、事業主は、「平成 3 年 4 月に経理担当者として給与計算に関わった際、前任の経理担当者に標準報酬月額について尋ねたところ、(当時の)会長の指示で低く届けてあるとのことであった。」と供述している。

加えて、当時の同僚に照会したところ、「本社の方で、従業員の手取

りを大きくするために厚生年金保険料を少なくしたという話を聞いたことがある」との回答を得た。

なお、B市役所から、申立期間の源泉徴収票、給与支払報告書等の資料については、保管期間を超えていることから保管していないとの回答を得ている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月から 16 年 12 月まで
平成 13 年 5 月から 16 年 12 月までの間に係る有限会社 A での標準報酬月額を賃金台帳の給与額及び厚生年金保険料の控除額に合わせて訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の代理人が提出した申立人の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにより、i) 申立人の有限会社 A における申立期間の報酬月額は 60 万円であったこと、ii) 申立期間のうち平成 13 年 5 月から 15 年 4 月までは、5 万 1,182 円 (標準報酬月額 59 万円)、同年 5 月から 16 年 10 月までは、4 万 61 円 (同 59 万円)、同年 11 月は 4 万 1,105 円 (同 59 万円) の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、有限会社 A の商業登記簿謄本により、申立人は平成 7 年 5 月 1 日に同社の代表取締役就任し、死亡した 16 年 11 月 28 日までの間、一貫して同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、B 社会保険事務所が保管している滞納処分票によると、同社の事業主である申立人は、平成 10 年 4 月から、保険料の滞納について同社会保険事務所と協議及び相談していることが確認でき、11 年 8 月の月額変更届 (59 万円の標準報酬月額を 9 万 2,000 円に変更) 及び 12 年 10 月以降の算定基礎届 (標準報酬月額は 9 万 8,000 円で届出) は、自らの意思で減額して届け出ていたものと推認できる。

さらに、同社の現在の代表取締役に照会したところ、i) 当時、社会保

険料の滞納があったため、申立人が平成13年5月から同社の従業員23人の標準報酬月額を減額して社会保険事務所に届け出ており、このことを従業員に説明していない、ii) 申立期間について申立人が主張するような標準報酬月額の届出は行なっておらず、厚生年金保険料も標準報酬月額に見合った金額は納付していないと思うと供述しており、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項但書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 4 月 1 日から同年 11 月 22 日まで
② 平成 10 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日まで

社会保険庁からの連絡により、A株式会社における平成 6 年 4 月 1 日から同年 11 月 22 日までの期間に係る標準報酬月額が同年 11 月 29 日に、また、B株式会社における 10 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間に係る標準報酬月額が同年 9 月 7 日に、それぞれ実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録では、申立人が総務経理担当常務取締役を勤めていたA株式会社は、平成 6 年 11 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以降の同年 11 月 29 日付けで同年 4 月から同年 10 月までの申立人に係る標準報酬月額が 53 万円から 11 万円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当時の事業主は、「申立人は、事業所の総務経理担当常務取締役として事業所の倒産危機を回避するため、私も同意の上で、人件費削減策の一環として実行した。」と供述し、さらに、複数の同僚が「申立人は総務経理担当の常務取締役であった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務の担当取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている総務経理担当常務取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額
の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、社会保険庁の記録では、申立人が総務経理担当常務取締役を勤めていたB株式会社は、平成10年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以降の同年9月7日付けで同年3月及び同年4月の申立人に係る標準報酬月額が59万円から28万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当時の事業主から、「当時、私は商法違反事件でC拘置所に収監中であったため、申立人は、事業所の総務経理担当常務取締役として事業所の倒産危機を回避するため人件費削減策の一環として実行した。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務の担当取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている総務経理担当常務取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額
の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。